１．令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、婚姻日における年齢が39歳以下である。

：　　　　　　　　　　　連絡先：

取手市結婚新生活支援事業事前相談票

※民法上、誕生日の1日前に年齢が加算されることに注意

**【必要書類１】婚姻の証明→夫婦の本籍地が取手市内の場合公簿確認可**

　２．夫婦共に補助金の申請日において市内に住民登録がある。

　　※当該住宅に住民登録があること（住宅取得、リフォーム、賃借の補助を受ける場合）

**【必要書類２】住民票→公簿確認可**

３．前年の夫婦の所得の合計額が500万円未満である。

　　※給与所得者における目安　収入680万円→所得502万円

【給与所得者の控除額一覧】

1,625,000円まで：550,000円

1,625,001～1,800,000円：収入×40％－100,000円

1,800,001～3,600,000円：収入×30％＋80,000円

3,600,001～6,600,000円：収入×20％＋440,000円

6,600,001～8,500,000円：収入×10％＋1,100,000円

8,500,001円以上：1,950,000円（上限）

　　　　　　　　　　　　　　　収入370万円→所得252万円

※夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っている

場合は所得を超えていても対象となる場合があります。

**【必要書類３】所得証明→R5.1.1時点で住民登録がある場合は公簿確認可**

**【必要書類４】奨学金支払額を控除する場合は返済額が分かる書類**

４．夫婦共に市税の滞納はない。

５．夫婦共に他の地方公共団体から本補助事業の交付を受けたことはない。

６．夫婦共に反社会的勢力に属する構成団体の構成員ではない。

７．夫婦共に補助金申請日から2年以上定住する意思がある。

８．補助対象費用に関し、他の補助金は受けていない。

９．補助対象費用の支払は全て令和5年4月1日から令和6年3月31日までの領収日であり、全て支払済もしくは申請までに済む予定である。

１０．（婚姻日よりも前に取得した住宅若しくは実施したリフォーム工事の場合）婚姻日から起算して1年以内のものである。

１１．（住宅取得の場合）契約者及び名義は夫婦の双方又は一方となっている。

１２．（リフォーム及び賃借の場合）契約者は夫婦の双方又は一方となっている。

１３．（リフォーム及び賃借の場合）補助対象経費外のものは含まれていない。

１４．（賃借の場合）婚姻前から借りている住宅の場合、婚姻を契機とした同居開始後の費用である。

１５．（賃借の場合）勤務先から住宅手当は支給されていない。

　**【必要書類５】支給を受けている場合、当該金額を控除（要給与明細等）**

１６．（賃借の場合）地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けていない。※受けている場合は、当該金額を控除して申請

１７．（引越の場合）引越業者又は運送業者への支払いである。

**【必要書類６】対象経費に係る契約書（引越除く）、領収書等**

窓口担当：　　　　日付：　　　／

住宅取得・リフォーム・賃貸・引越

　夫婦共に～29歳以下

※以下枠部分は事務局記入

　夫婦共に～39歳以下

**公簿確認　・　本人準備**

　はい　・　いいえ

**公簿確認　・　本人準備**

　はい　・　いいえ

**公簿確認　・　本人準備**

あり　・　なし

　はい　・　いいえ

　はい　・　いいえ

はい　・　いいえ

　はい　・　いいえ

　はい　・　いいえ

　はい　・　いいえ

　はい　・　いいえ

　はい　・　いいえ

　はい　・　いいえ

　はい　・　いいえ

　はい　・　いいえ

　はい　・　いいえ

控除有・控除無

　はい　・　いいえ

控除有・控除無

　はい　・　いいえ

**準備済　・　未**